

始良市農業委員会総会議事録（１０月）

１．開催日時 平成２８年１０月３１日（月） 午後１時３０分～３時２３分

２．開催場所 蒲生総合支所 本館２階 大会議室

出席委員（２６人）

委 員

１番	欠 員	１５番	川島 兼次
２番	内甌 達也	１６番	柊元 栄治
３番	今村 逸子	１７番	井之上 政尋
４番	松尾 博好	１８番	瀬尾 幹男
５番	東 隆 雄	１９番	夏 田 恒
６番	恒見 忠雄	２０番	池端 隆志
７番	湯元 秀誠	２１番	西 泰 行
８番	堂前 澄男	２２番	坂元 廣幸
９番	松下 宏一	２３番	前田 三枝子
１０番	米迫 慎二	２４番	森 洋 一
１１番	白尾 親昭	２５番	西堂路 勝博
１２番	宇都 和義	２６番	谷口 義文
１３番	小長野 誠	２７番	小麥田 眞一
１４番	本村 正一		

欠席委員 なし

３．議事日程

- １． 議事録署名委員の指名
- ２． 会議書記の指名
- ３． 議案第 １ 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- ４． 議案第 ２ 号 農地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について
- ５． 議案第 ３ 号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について
- ６． 議案第 ４ 号 農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について
- ７． 議案第 ５ 号 農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について
- ８． 議案第 ６ 号 農業振興地域整備計画の変更について
- ９． 議案第 ７ 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- １０． 農地あっせんの経過報告
- １１． 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- １２． その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

始良市農業委員会総会議事録（平成２８年１０月） （大会議室に全員着席）	
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕 ただいまから、平成２８年度第７回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は２６名中、２６名で、定足数に達しておりますので、 総会は成立しております。
議 長	会務報告 それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会 議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて いただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１２番委員、１３番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局 職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限 により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関 する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、 該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室着席していただきます。なお、この規定では、委員本 人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等につ いては、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいた します。
議 長	議案第１号 それでは、日程第３、議案第１号農用地利用集積計画貸借の意見決定につい て議題に供します。

	事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は10月31日を予定致しております。また、契約の始期11月1日を予定しております。 契約年数、2年が1件、3年が1件、5年が1件、10年が1件 合計の4件です。面積につきましては、合計面積の3,755㎡です。 農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料2から3ページにありますのでご覧になって下さい。以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1番から4番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から4番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について、1番から4番までについては原案のとおり決定いたしました。
	————— 議案第2号 —————
議 長	次に、日程第4、議案第2号農地利用集積計画所有権移転の意見決定について議題に供します。 1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についてご説明致します。総会資料は、3ページとなります。今月は、1件です。 それでは、1番にご説明いたします。 譲受人、上名在住の〇〇さん。譲渡人、池島町在住〇〇さんによる所有権移転です。申請地の所在は、下名字中川原〇〇番 田 1,459㎡です。 対価につきましては、総額〇〇円。10a当たり〇〇円で決定いたしました。 対価の支払いが12月予定ですので、支払い後登記嘱託登記は12月末を予定しています。以上で1番の説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの事務局説明に関連して 10 番委員にあっせん経過報告をお願い致します。 10 番です。それでは、農地のあっせん報告をいたします。所在地は、下名字中川原〇〇番地 田 1, 4 5 9 m²について、10 月 6 日午前 9 時より、蒲生総合支所本館 2 階 2-3 会議室に於いて、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員は、私 10 番委員と 8 番委員、27 番委員および事務局職員立会いのもとあっせんを行いました。結果につきましては、総額で〇〇円 10 a 当たり〇〇円で無事成立いたしました。なお今後の手続きとしては、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定です。以上で農地あっせん報告を終わります。
議 長 委 員	これより、議案第 2 号 1 番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等はございませんか。 [質問、意見なし]
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第 2 号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についての 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 [全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 2 号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についての 1 番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第 3 号 ————— 次に、日程第 5、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1 番、2 番について説明をお願いします。 それでは、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、4 ページとなります。今月申請は、3 件です。各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。なお、総会資料 4 ページ 3 番が 22 番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。それでは、順番にご説明いたします 1 番についてご説明いたします。譲受人、霧島市溝辺町在住の〇〇さん。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在地は、加治木町小山田字上ノ原〇〇番 同字〇〇番〇の畑で合計面積 9 7 6 m²で

議 長	す。以上で1番の説明を終わります。
委 員	ただいまの事務局説明に関連して、23番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	23番です。それでは、調査報告をいたします。平成28年10月20日申請地を調査いたしました。〇〇さんは、〇〇製茶の長男さんでありまして機械、労働力、技術共に満たされておりますので、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明いたします。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字上野中〇〇番〇の田で、面積が1,140㎡です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、23番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	23番です。平成28年10月20日、〇〇さんに聞き取りを行いました。農機具、労力も揃っておりまして、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で終わります。
議 長	これより、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番と2番について、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	はい、16番です。
議 長	16番委員どうぞ
委 員	2番目の〇〇さんの農地面積は、0だと思いますが。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	資料2番の経営面積のところで、渡した段階で経営面積が0だった為0と表記しています。資料3番の経営面積は、67㎡となっておりますが、〇〇番〇の方が反映されている為、こちらを0に訂正して下さい。
議 長	16番委員どうぞ

議 長	委 員	1 番もおかしいと思いますがいかがでしょうか。
	事務局	こちらにつきましては、調べてから、休憩後ご報告させて頂きたいと思います。
	議 長	それではお諮りいたします。 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番と 2 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
議 長	委 員	[全員挙手]
	議 長	全員賛成ですので、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番と 2 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次の、3 番については、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件として質疑し、採決いたします。2 2 番委員の退席をお願いします。
	委 員	(2 2 番委員退席)
議 長	議 長	それでは 3 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	3 番についてご説明致します。 譲受人、加治木町小山田在住の〇〇さん。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町小山田字原田〇〇番〇 同字〇〇番の田で、合計面積が 1, 2 8 9 m²です。以上で 3 番の説明を終わります。
	議 長	ただいまの説明に関連して、2 3 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	委 員	2 3 番です。平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日、〇〇委員に聞き取りを行いました。機械、労力、技術、経営面積、全てを満たしておりましたので当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
	議 長	それでは、3 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長	議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、3 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

	委 員 [全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、3 番は原案のとおり決定いたしました。 2 2 番委員の着席をお願いいたします。
	委 員 (2 2 番委員 着席)
	_____ 議案第 4 号 _____
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1 番、2 番について説明をお願いします。 それでは、1 番について事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番についてご説明いたします。 申請人が鹿児島市伊敷在住の〇〇さん。土地の所在は始良市松原町三丁目〇〇番地〇、地目は畑、面積 3 0 3 ㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域は、第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はございません。農地の広がり は 1 0 ha 未満です。転用目的は一般住宅の一棟の 1 1 9. 2 4 ㎡です。申請理由は、現在、鹿児島市の賃貸に住居しているが、父親から相続した申請地に自宅を建築したいという事です。資金は融資で対応し、土地改良区の区域外の為意見書等は不要でございます。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、6 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 6 番です。農地区分は、第 3 種農地で問題ありません。申請地の位置は、帖佐駅から南に約 2 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、2 番について、事務局の説明をお願いします。
	事務局 それでは、2 番についてご説明いたします。 申請人が霧島市福山町福山在住の〇〇さん。土地の所在は始良市鍋倉〇〇番地〇、地目は畑、面積 8 6 2 ㎡の内 8 1 ㎡です。農地区分は農業地域内、地域区域の設定はありません。土地改良事業の施行はございません。農地の広がり は 1 0 ha 未満です。従いまして第 2 種農地と判断されます。転用目的は休憩所の 1 棟 3 0. 1 ㎡です。申請理由は、平成 2 8 年 7 月に父親から農地を贈与

議 長	された。平成１８年に父親が建築した建物があり、建物は農作業用休憩所として有効に利用しており、必要な施設ですので事後になります申請いたします。という事です。資金は、建築済みの為不要です。土地改良区は区域外の為意見書等は不要でございます。始末書の添付、被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明の２番に関連して、５番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	５番です。農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、宇都公民館から北北西に約４２０mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西は市道、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、すでに農作業用休憩所がたっている為確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	これより、議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について１番、２番について、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番、２番について、原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番、２番は、原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第５号 ————— 次に、日程第７、議案第５号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 １番から１３番について説明をお願いします。 それでは、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１番についてご説明します。 譲受人は始良市西始良在住の〇〇さん。譲渡人は、神奈川県横浜市在住の〇

	○さん。土地の所在が始良市平松○○番地○、地目は畑、面積251㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅の1棟100.61㎡です。申請理由は、現在、借家住まいの為、申請地を買受け自家を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。被害防除計画書の添付あります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、鹿児島県防災センターから北に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西は宅地、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番についてご説明いたします。譲受人は始良市蒲生町北在住の株式会社○○代表取締役○○さん。譲渡人は、始良市脇元在住の有限会社○○代表取締役○○さん。土地の所在が始良市蒲生町白男○○番地○、地目は田、面積519㎡ 同字○○番地、地目は田、面積819㎡、同字○○番、地目は田、面積482㎡、同字○○番○、地目は田、212㎡ 合計4筆の2,032㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は工場と事務所で建築面積は、2棟の1,696㎡です。申請理由は、本社工場より、約1km.の距離にあり、当社の今後の事業拡大計画に最適地であるという事です。資金は、自己資金と融資で対応、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。始末書の添付がございます。被害防除計画書の添付あります。隣接地○○番地○ 宅地79.53㎡、○○番地○ 宅地63.78㎡、○○番地 雑種地407㎡、○○番地 雑種地827㎡、○○番地○ 雑種地573㎡と一体利用です。全事業面積3,982.31㎡です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、26番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 26番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、岩戸公民館から北に約550mの位置です。造成工法は、盛土0.5m 土留め工法は、土羽芝張0.5mです。被害防

議 長	除の現況は、東は宅地、西は里道、南は水路、北は里道です。申請実現の確実性は、計画面積は適当、自己資金証明、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番についてご説明いたします。譲受人は始良市加治木町反土在住の〇〇さん。譲渡人は、鹿児島市和田二丁目在住の〇〇さん他1名です。土地の所在が始良市加治木町木田〇〇番地、地目は田、面積246㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画の用途は第一種中高層住居専用地域です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地が住宅地として適している為という事です。資金は、自己資金で対応、土地改良区の意見書の添付がございます。以上です
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から南西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番についてご説明いたします。譲受人は始良市宮島町在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん。譲渡人は、鹿児島市唐湊在住の〇〇さん。土地の所在が始良市東餅田〇〇番地〇、地目は田、面積332㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種中高層住居専用地域です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲として利用する為という事です。資金は、自己資金で対応、土地改良区の意見書は除外済の為不要です。被害防除計画の添付がございます。以上です
議 長	ただいまの説明に関連して、6番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から北東に約270mの位置です。被害防除の現況は、東は水路と道路、西は田、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、残高証明書もあり確

議 長	実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告を終わります。
事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番についてご説明いたします。譲受人は千葉県美浜在住の〇〇社 代表取締役〇〇さん。譲渡人は、4名ございまして、まず愛知県春日井市在住の〇〇さん。土地の所在が始良市東餅田〇〇番地〇、地目は田、面積1,338㎡、始良市西餅田在住の〇〇さん、土地の所在が、西餅田〇〇番地〇 田107㎡、同字〇〇番地〇 畑 148㎡、西餅田在住の〇〇さんと〇〇さん。土地の所在は西餅田〇〇番地〇 田 62㎡、西餅田在住の〇〇さん。土地の所在が西餅田〇〇番〇 田 307㎡です。合計5筆の面積1,962㎡です。権利内容は賃貸権設定です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種住居専用地域です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、当地を賃借し当社の営業用駐車場にする計画に至る。資金は、自己資金で対応、土地改良区の意見書の添付がございします。被害防除計画の添付がございします。以上です
議 長	ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5番です。申請地は2ヶ所あります。一件目の東餅田〇〇番地〇の申請地は、農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、東公民館から南西に80mの位置にあります。被害防除の現況は、東は田、西は市道、南は宅地、北は市道です。二件目は、西餅田〇〇番地〇 位置は始良公民館から北西に約250mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西は県道、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、預金残高証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番についてご説明いたします。譲受人は始良市東餅田在住の〇〇さん。譲渡人は、京都府亀岡市在住の〇〇さん。土地の所在が始良市東餅田〇〇番地〇、地目は畑、面積1,274㎡の内283㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第二種住居地域です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 94.09㎡です。申請理由は、申請地に自宅を建設する目的であります。資金は、自己資金で対応、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画の添付があり

議 長	ます。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、6番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番についてご説明いたします。譲受人は霧島市隼人町在住の〇〇さん。譲渡人は、2名です。始良市寺師在住の〇〇さん。土地の所在が始良市寺師〇〇番地〇、地目は田、面積11㎡、大阪市在住の〇〇さん。土地の所在は同字 田 面積985㎡、合計2筆の996㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅と倉庫の2棟 合計290.37㎡です。申請理由は、現在、借家住まいの為、自宅を建築する計画であります。倉庫につきましては、電気工事の会社に勤めている為、今回独立するという事で必要になるという事でした。資金は、融資で対応、土地改良区の意見書の添付はあります。被害防除計画の添付はあります。500㎡を超えますので面積超の理由書もあります。以上です
議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、寺師公民館から西に約150mの位置です。造成工法は、盛土が0.3m土留め工法が土羽芝張です。被害防除の現況は、東は田、西は道路、南は田、北は県道です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8番についてご説明いたします。譲受人は始良市宮島町在住の〇〇さん。譲渡人は、始良市宮島町在住の〇〇さん。土地の所在が始良市平松の〇〇番地〇、地目は畑、面積678㎡、権利内容は使用貸借権です。農地区分

	は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種住居地域です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして第3種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅 1棟 249.13㎡です。申請理由は、市街地隣接に位置する住宅街で道路も整備され、小中学校も近く入居需要が見込まれるため申請地に長屋住宅1棟と駐車場12台を建設します。資金は、融資で対応、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画の添付がございます。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、重富地区公民館から北北東に約150mの位置です。造成工法は、盛土0.3m土留め工法は、塀ブロック0.6mです。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは、9番についてご説明いたします。譲受人は始良市増田在住の〇〇さん。譲渡人は、始良市加治木町木田在住の〇〇さん。土地の所在が始良市加治木町木田の〇〇番地〇、地目は田、面積576㎡、権利内容は使用貸借権です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 75.35㎡です。申請理由は、現在、市営住宅に居住している為、申請地に自己の用に供する住宅を建築したい。資金は融資で対応、土地改良区等の意見書があります。被害防除計画の添付がございます。576㎡の為、500㎡超えの理由書の添付があります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、始良市消防本部から西に約400mの位置にあります。被害防除の現況は、東は畑、西は道路、南は原野、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。

	事務局 それでは、10番についてご説明いたします。譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん。譲渡人は、福岡市博多区在住の〇〇さん。土地の所在が始良市西餅田〇〇番地〇、地目は田、面積1,036㎡の内227㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種住居地域です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして第3種農地と判断されます。転用目的は、通路です。申請理由は、自己所有の隣接地への入り口が市道改良により段差ができる為、市道改良後の進入路敷地として利用したい。また、大型車も出入りする為、申請面積、幅が必要である。資金は土地買収で対応、土地改良区の意見書あり、被害防除計画の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南西に約50mの位置です。造成工法は、盛土0.7～0.8m、土留め工法は、塀ブロック1.0mです。被害防除の現況は、東は田、西は宅地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、市道改良の為の自己所有地の進入路としての利用地であり、土地売買契約書もある事から、確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、11番についてご説明いたします。譲受人は始良市西餅田在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん。譲渡人は、東京都八王子在住の〇〇さん。土地の所在が始良市加治木町反土〇〇番地〇、地目は田、面積948㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種住居地域に指定されています。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、周囲はインターの近くで交通の利便がよく、需要が見込まれる状況から、1棟の共同住宅用の宅地分譲を行う。資金は自己資金で対応、土地改良区の意見書の添付がございます。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、加治木中学校から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は市道と宅地、西は水路、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明書もあり確実です。条件及び特記事項としまして、現在、共同住宅の建築主が決まっていない状況でありまして建築主の意向によって盛土の高さが決まる

議 長	という事でした。盛土をする場合は、土砂の流出、崩落防止対策をすることを付け加えております。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
事務局	次の、12番について事務局の説明を求めます。 それでは、12番についてご説明いたします。譲受人は始良市蒲生町米丸在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん。譲渡人は、奈良県在住の〇〇さん。土地の所在が始良市蒲生町米丸〇〇番地、地目は田、面積1,205㎡、権利内容は賃貸権です。農地区分は農用地区域内農地、都市計画区域外です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha以上です。転用目的は、仮事務所1棟39.6㎡です。申請理由は、パイプライン工事の現場事務所を設置する場所が他にない為。資金は自己資金で対応、土地改良区の意見書は20年前に利用目的変更をしているので除外済みの為不要です。被害防除計画書の添付があります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、26番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	26番です。農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、米丸いきいき交流センターから東に約60mの位置です。被害防除の現況は、東は道路、西は水路、南は田、北は道路です。申請実現の確実性は、県事業であり自己証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番についてご説明いたします。譲受人は始良市加治木町木田在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん。譲渡人は、始良市加治木町木田在住の〇〇さん。土地の所在が始良市加治木町木田〇〇番地〇、地目は畑、面積848㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域は、第一種中高層住居専用地です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は、事務所1棟86.9㎡です。申請理由は、現在、申請地近くで事務所を借りているが手狭な為、申請地に自己の事務所を建築したい。資金は融資で対応、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画の添付もあります。隣接地〇〇-〇宅地 8.66㎡と一体利用。全体事業面積856.66㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお

		願います。
	委 員	3 番です。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、須崎郵便局から東に約 1 0 m の位置です。造成工法は、盛土 0. 3 m、土留め工法は、塀ブロック 1. 0 m です。被害防除の現況は、東は宅地、西は市道と宅地、南は宅地と畑、北は宅地と県道です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告を終わります。
議 長		調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、1 番から 1 3 番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
	委 員	はい、議長
議 長		2 4 番委員、どうぞ
	委 員	2 4 番です。1 点だけ事務局に確認を申し上げます。6 ページの第 5 条の 2 番です。この場所は、昔製材所があった所ですか。
議 長		事務局、願います。
	事務局	現地につきましては、製材所があった東隣になります。
議 長		2 4 番委員、どうぞ
	委 員	その隣という事ですね。何年か前にこの株式会社〇〇さんから、5 条申請がなかったですか。
議 長		事務局、願います。
	事務局	株式会社〇〇から、平成 3 年頃 5 条申請がありました。
議 長		2 4 番委員、どうぞ
	委 員	〇〇社は、この事業展開ができなかったという事で、この始末書があるという事ですか。
議 長		事務局、願います。
	事務局	そうです。〇〇社が許可は、取りましたが造成が中途半端だった為、そのまま

議 長	になっておりました。 24番委員、どうぞ
委 員	その後を〇〇社が買われて事業展開を拡大するという事ですね。〇〇社の事業拡大の為の展開は、いつ頃なる予定ですか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	造成工事の着工は平成28年の11月で、工事完了が29年3月頃になります。それから、事業を始められると思います。
委 員	分かりました。ありがとうございました。
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。 ここで休憩を取ります。 (休憩)
議 長	それでは、休憩をといて審議にはいります。 先ほどの議案第3号の農地法第3条の1番について事務局からお願いします。
事務局	先ほどの議案第3号の農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番について、〇〇さんの経営面積について、16番委員からご質問頂いた件です。加治木町小山田字上ノ原の〇〇番地の面積が反映されておりましたので、申し訳ありませんが、こちらを0に訂正してください。以上です。
議 長	————— 議案第6号 ————— 次に、日程第8、議案第6号農業振興地域整備計画の変更について議題に供します。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号農業振興地域整備計画の変更についての1番について、ご説明い

	たします。申請人は、始良市加治木町小山田在住の〇〇さん。変更区分は用途区分変更、土地の所在は、加治木町小山田〇〇番〇の一部です。地目は畑 面積は7,929㎡の内36㎡ 変更前の用途区分は農地でした。変更後の用途は農業用倉庫 補助事業との関連は県営畑地帯総合土地改良事業です。所有者は〇〇さんです。現在、茶を植えているが一部抜根し、整地をしてコンテナを据付、茶栽培用の防風ネットや各種農薬、小型機械、部品等を格納する為です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番です。農地区分は、農用区域内農地です。申請地の位置は、小山田ふれあい交流施設から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西は道路、南は畑、北は水路と宅地です。申請実現の確実性は、新たに農業用倉庫を建設する為、確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長 委 員	それでは、1番について一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。 〔質問、意見なし〕
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第6号農業振興地域整備計画の変更について、1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第6号農業振興地域整備計画の変更についての1番は、原案のとおり決定いたしました。 ————— 議案第7号 —————
議 長 委 員	次に、日程第9、議案第7号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画賃借の意見決定について議題に供します。 なお先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしやいますので、24番委員の退席をお願いします。 （24番委員退席）
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長	7 番委員どうぞ
委 員	7 番です。今漆で2筆ほど個人での貸し借りの申請があがっているという事です。北地区から重点地区として利用集積計画の提出がありましたが、今後この件については、漆地区の利用推進事業の手続きを動かしていこうかと思っ ているところですけど 中山間直接支払い制度と関連もあって一耕作地について は、我々の管理する事もございますのでそれに基づいて推進したらどうかと考 えているところですがこの重点地区として、今回は北地区ですが、今後の計画 を教えてください。
議 長	事務局より、お願いします。
事務局	こちらにつきましては、窓口は、農政課になっておりまして農政課での協議 の中で今回は、北地区と白男、加治木の小山田地区という事で重点地区を指定 しております。来年度につきましては、個々の動向で継続若しくは集積率を上 げる為に他のエリアの意見を聴取しながら進めて行きたいと思ひます。詳細に ついては農政課と協議しながら進めて行きたいと思ひます。
議 長	7 番委員、よろしいですか。
委 員	はい、わかりました。
議 長	それではお諮りいたします。 議案第7号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定に ついての1番から47番までの47件について、原案のとおり決定することに 賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第7号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計 画貸借の意見決定についての、1番から47番までの47件については、原案 のとおり決定いたしました。 24番委員着席をお願いいたします。
委 員	(24番委員着席)
議 長	————— 農地あっせんの経過報告 ————— 次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願い します。 まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	平成28年10月総会農地あっせんについての経過報告という別紙をお開け

議 長	ください。こちらの1ページ1番、申請人が〇〇さん。こちらの方が申請から5年以上経過しておりましたので、平成28年10月24日期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で削除となります。 つづきまして、7番申請人〇〇さん。こちらの方が10月総会2号議案1で承認されましたので、対価の支払いが終わりましたら、速やかに嘱託登記をおこなって完了させたいと思っています。つづきまして、3ページ26番、申請人〇〇さん。こちらの方も申請から5年が経過しており、10月24日付けで期間満了に伴う通知を行っています。つづきまして、5ページの55番〇〇さん。こちらの方は、借受の申請でしたが、12番委員さんの紹介により今月利用権設定を行い1号議案の4番にて承認されましたので、こちらの方も削除方宜しく、お願いします。 売渡の5人につきましては、期間満了の通知を行いましたが、今後貸し付けに関する通知も期間満了の方も文言を決めて通知するよう進めたいと思います。こちらについても時間を頂きたいと思います。予定としては、今年までに通知を出すように対応したいと思います。以上です。宜しくお願いします。
議 長	あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 報告なし（あっせん委員の報告）
委 員	『質問、意見なし』
議 長	ありがとうございます。 ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。 何かご発言等ございませんか。
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ————— 農用地利用集積計画 合意解約 —————
議 長	次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。10月は、2件が提出されております。 内容については、別紙、合意解約10月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしく願いいたします。 以上で報告を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」

議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	そ の 他
議 長	次に、その他でございますが、来月の現地調査及び総会の日程についてですが、現地調査は、１１月２４日 木曜日に、 総会は、１１月３０日 水曜日に開催予定でよろしいですか。 それでは、１１月２４日の現地調査委員についてですが、 １班を、８番委員、９番委員、１０番委員に、 ２班を、１１番委員、１２番委員、１３番委員に お願いしたいと思います、よろしいでしょうか。
	それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。
	その他で委員の方からご発言はありませんか。
委 員	はい、５番です。
議 長	５番委員どうぞ
委 員	５番です。利用集積計画のところで、各筆明細１番の貸出期間についての年数が間違っていると思いますが、いかがですか。それとAtoAとは、何でか。
事務局	貸出期間については、農政課から頂いたデータを使用しており、詳細については、後日確認します。AtoAは、例えば、私が機構に自分の農地を貸出して、また自分で借受けをするという事になります。また補助金についての金額については、１／２になると説明を受けております。
議 長	以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。
	事務局からありませんか。
事務局	○ 農業委員、推進委員募集について ○ 農作業後の道路に泥を落とさないように注意しましょう ○ 農業新聞の推進について ○ 研修視察について
議 長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、平成２８年度 第７回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
	〔閉会〕

事務局	姿勢を正してください。 一同礼。
-----	--------------------------------

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____